

いわき市敬老事業における
記念品調達業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

いわき市保健福祉部 高齢福祉課

1 目的

当市では、昭和 41 年の市制施行以来、多年にわたり社会に尽くされた高齢者を敬愛し長寿を祝い、かつ娯楽の機会を提供することを目的に、毎年「敬老会」を地区別に開催している。

また、「当該敬老会」の開催に際しては、参加者全員に対して記念品を贈呈することにより、祝賀の念を形あるものとして示し、かつ今後の益々のご健勝を祈念しているところである。

これまで記念品の調達に当たっては、地元産品の活用や、いわき地区障がい者福祉連絡協議会への制作委託等、地元の活力を生かした調達等の工夫に努めてきたところであるが、当市の財政状況は益々厳しいものとなっており、本調達に当たっても、これまで以上に費用対効果を高めることが求められている。

以上から、民間の知見を活かしながらより質の高い記念品の調達を図るため、公募型プロポーザル方式により本調達業務の委託業者を選定するものである。

2 業務内容

(1) 業務名

いわき市敬老事業における記念品調達業務委託

(2) 業務内容

別紙「いわき市敬老事業における記念品調達業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日

(4) 事業費上限額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上限額を超えた提案は受理しない。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（以下「令」という。）第 167 条の 4 の規定により、入札参加制限を受けていないこと。

(2) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 2 月 22 日制定）第 4 条第 2 項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

(3) 令和 7 年度いわき市入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録してある者においては、公募開始日から契約締結日までの間に、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和 52 年 3 月 28 日制定。以下「指名競争入札参加者要綱」という。）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及び指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。

(4) 名簿に登録していない者においては、公募開始日から契約締結日までの間に、指名競争入札参加者要綱に基づく入札参加排除基準、入札参加者選定基準による指名排除措置事項及び指名停止基準に該当しない者であること。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが為されていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (8) 本業務委託を履行することができ、円滑な連絡調整を図ることができる体制が整備されていること。

4 プロポーザルのスケジュール（予定）

令和 7 年 5 月 21 日（水） 公示、プロポーザル実施要領等の公表（市公式ホームページ）

6 月 2 日（月） 参加申込書受付開始

9 日（月） 質問受付期限

13 日（金） 質問に対する回答

23 日（月） 参加申込書受付終了

7 月 7 日（月） 企画提案書等提出期限

14 日（月） プレゼンテーション審査（書面）

16 日（水） プレゼンテーション審査結果通知

7 月下旬 契約締結

5 応募手続きに関する事項

(1) 参加申請手続き

① 受付期間

令和 7 年 6 月 2 日（月） ～ 6 月 23 日（月）

② 提出書類

ア 参加申込書 【別紙様式 1】

イ 法人登記事項証明書（申請前 3 ヶ月以内のもの）

ウ 財務諸表（直近 1 ヶ年分のものに限り）

エ 参加資格要件を満たすことを証する書類

- ・ 同意書 【別紙様式 2】 ※ 名簿に登録されていない者のみ
- ・ 委任状 【別紙様式 3】 ※ 名簿未登録者で営業所等が応募する場合のみ
- ・ 市県民税の納税証明書（提出日から起算して 3 ヶ月以内のもの）
- ・ 消費税及び地方消費税等国税の納税証明書（納税証明書その 3 の 2（個人用）、その 3 の 3（法人用）のいずれかで、提出日から起算して 3 ヶ月以内のもの）

※ 名簿に登録している者については、イ～エの書類を省略することができる。

③ その他

参加申込書の提出の無い者の企画提案は受け付けない。また、参加資格の有無については、提出締切後、参加申込書に記載のメールアドレス等へ速やかに通知することとする。

(2) 質問の受付 及び 回答

本要領に関する質問等は、別紙様式4「質問書」に記入の上、次の方法で受け付ける。

(口頭による質問は、連絡先の確認等軽微なものを除き、一切受け付けない。)

① 質問方法

電子メール、持参、郵送、ファックス による受付とする。

※ 電子メール、郵送 または ファックス による提出の場合は、電話にて必ず受信確認をすること。

【受信場所は(5)の提出先の通り】

② 質問受付期限

令和7年6月9日(月) 午後5時まで ※ 郵送は当日必着

③ 質問回答日 及び 方法

令和7年6月13日(金)

※ 参加者の公平を期すため、質問内容及び回答内容の全てを当市ホームページに掲載する。

また、この回答は、本要領への追加、補足又は修正とみなす。

(3) 企画提案書等の提出

① 受付期間

令和7年6月24日(火) ～ 7月7日(月)

② 提出書類

企画提案書

企画提案書は、「いわき市敬老事業における記念品調達業務委託仕様書」を踏まえ、次のとおり作成する。

ア 事務局用

(ア) 企画提案書の規格

企画提案書は様式を指定するものを除いて任意様式とし、A4版(縦・横問わず)で作成する。

ただし、資料の作成上A3版とした方が確認しやすい場合は、A3版の利用を可とする。

(A3版を使用する場合は片袖折りとすること。)

(イ) 提出部数

4部

(ウ) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、次の内容を含めること。

- ・ 会社概要（社名、設立年月日、沿革、資本金、事業内容、社員数、組織図、国際規格等の取得状況 等） 【別紙様式 5】
- ・ 業務実績（本業務と同種及び類似業務の実績） 【別紙様式 6】
- ・ 業務履行方針
- ・ 受託した場合の作業体制（担当部署、職種、人数 等）
- ・ 提案品調達等に係る具体的手法
- ・ 本業務の具体的事務フロー（作業計画、作業内容、作業スケジュール 等）
- ・ 提案品に係る説明（概要、生産地、使用における注意事項 等）
- ・ 提案品の規格（重量、大きさ 等）。
- ・ 提案品デザイン図または写真（正面、厚みや立体感が分かる角度、包装後の各 1 枚）
- ・ 複数案を同時に提案する場合（2 品まで可）、その優先順位と理由
- ・ 参考見積書
 - (i) 法人代表者印を押印したもの 1 部（原本）とその写し 4 部
 - (ii) 必要経費については、業務内容及び積算根拠（内訳等）がわかるように、見積金額とその内訳を記載した任意の様式で提出すること。
- ・ その他、業務受託にあたりアピールすべきこと（できる限り簡潔に記載すること）

イ 審査用

(ア) 企画提案書の規格

上記ア(ア)と同様

(イ) 提出部数

7 部

(ウ) 企画提案書の記載内容

上記ア(ウ)のうち審査の公平性を期するため、会社名、住所、ロゴマークなど、提案者を特定できる記載を一切行わないこと。

(4) 提出方法

持参または郵送（当日必着） ※ 持参の場合は平日のみ： 午前 9 時 から 午後 5 時 まで

(5) 提出先（担当課）

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地（いわき市役所 1 階）

いわき市保健福祉部高齢福祉課高齢福祉係 担当： 鈴木

電話番号： 0246-22-7453（直通） ／ F A X： 0246-22-7547

E メール： koreihukushi@city.iwaki.lg.jp

6 業務委託先事業者の選定方法等

(1) 審査体制

市が設置する「いわき市敬老事業における記念品調達業務委託候補事業者選定に係る審査委員会
「以下、「審査会」という。」において、審査・選定を行う。

(2) プレゼンテーション審査

書面による。

(3) 審査基準 及び 選定方法

審査会は、別表の審査基準により評価し、評価点数の合計が最も高い参加者を「最優秀提案者（業務委託候補者）」として選定し、次いで評価の高い参加者を「優秀提案者」として選定する。

なお、参加者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低基準点（評価配点の上限点（満点）に審査員数を乗じた評価配点合計の60%）以上の評価点を得た場合は、その参加者を「最優秀提案者（業務委託候補者）」として選定する。

(4) 審査結果通知 及び 公表

審査の結果については、文書にて参加者全員に郵送で通知する。

なお、審査結果（最優秀提案者）については、当市ホームページにおいて公表する。

(5) 契約締結

① 契約の締結方法

当市が選定した最優秀提案者（業務委託候補者）と、企画提案書に記載された項目に基づいて協議を行った上で、契約を行うための見積合せを実施し、令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。（令和7年7月下旬を予定。）

なお、最優秀提案者（業務委託候補者）との協議が整わなかった場合、又は最優秀提案者（業務委託候補者）が次の7で定める失格事項に該当した場合は、優秀提案者と契約締結するものとする。

② 契約書の作成

契約書は2通作成し、当市及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

7 失格事項

参加者が次のいずれかに該当すると当市が判断した場合は失格とする。

(1) 参加資格要件を満たさない場合

(2) 本要領を遵守しない場合

(3) 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合

(4) 審査結果に影響を与える工作など、不正行為が行われた場合

(5) その他、本事業の遂行に不適切と当市が判断した場合

8 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、当市が承諾した場合については、この限りではない。
- (4) 提出書類等は、返却はしない。また、必要に応じて補足資料等を求める場合がある。
- (5) 提出書類等に記載された情報は、本業務以外の用途には使用しない。
- (6) 参加申込後に辞退する場合は、参加申込辞退書（任意様式）を提出すること。
- (7) 各提案者が提出した企画提案等は公表しない。ただし、法令に基づく要請等があった場合はこの限りではない。

<参考>

敬 老 記 念 品 一 覧

年 度	記 念 品	年 度	記 念 品
6 0	シガレットケース	1 7	写真たて
6 1	茶筒	1 8	保険証・カード入れ
6 2	青竹	1 9	植木鉢セット
6 3	汁椀	2 0	絵馬ふきんセット
H元	爪きり	2 1	エコバック
2	入浴剤セット	2 2	花の種セット
3	球根セット	2 3	箸袋
4	電動ミニマッサージャー	2 4	巾着袋
5	空気枕	2 5	巾着袋
6	拡大鏡	2 6	コースター
7	電子体温計	2 7	あずま袋
8	健康保険証ケース	2 8	コースター
9	懐中電灯	2 9	米（いわきライキ）
1 0	（ 廃 止 ）	3 0	お茶
1 1	便利バック	R元	かつおフレーク
1 2	目覚まし時計	2	フラ女将カレー
1 3	なべしき	3	入浴剤
1 4	敷きマットと小物入れ	4	オリーブ茶
1 5	めひかりクリップボード	5	だしパック
1 6	ふくろうの状差し	6	名入れ割りばしセット

※ 平成12年度までは市販品

平成13～28年度はいわき地区障がい者福祉連絡協議会に製作委託